

○町田市景観条例

平成21年6月26日

条例第23号

都市づくり部地区街づくり課

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 景観計画の策定等（第9条—第15条）

第3章 公共事業（第16条—第18条）

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木（第19条—第30条）

第5章 景観施策の推進（第31条—第40条）

第6章 雑則（第41条）

附則

町田市は、多摩丘陵の連なりと谷戸の織りなす表情豊かな地形を有し、谷地を流れる河川、樹林地、里山、農地などの原風景が広がっている。こうした原風景とともに、新たに設けられた公園などが、生活に潤いと憩いをもたらしている。

町田市では、高度経済成長期以降、急速に都市化が進み、多くの住宅地が形成され、そこでは人々により豊かな生活が営まれている。

また、古くから二・六の市として栄えた町田駅周辺は、現在では「商都まちだ」と称される一大商業拠点を形成し、市内外から多くの人を訪れている。

このような、自然、歴史等を背景として多くの担い手により形成されてきた町田市の多様な景観は、地域ごとの魅力や個性を有している。そして何より、人々が暮らしや活動を楽しむ姿そのものが、まちの景観をより豊かで愛着のあるものになっている。

こうした豊かな景観や人々の営みをさらに発展させることで、「思わず出歩きたくなるまち」や「町田ならではの活動や暮らしが楽しめるまち」を実現し、次世代に引き継いでいくことこそが、私たちの果たすべき使命である。

ここに私たちは、共に力を合わせ、この愛するまちを生活風景に魅力と豊かさを感
じられるまちとすることを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、町田市（以下「市」という。）の良好な景観の形成に関し、景
観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく景観計画
（以下「景観計画」という。）の策定、行為の規制等に関し必要な事項を定めるこ
とにより、市の自然、歴史、文化等に配慮した良好な景観の形成を推進し、もって
生活風景に魅力と豊かさを感じられるまちの実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定
めるところによる。

(1) 市民 市内に居住する者及び市内の土地、建築物（建築基準法（昭和25年
法律第201号）第2条第1号の建築物をいう。以下同じ。）又は工作物（建築
物を除く。以下同じ。）に権利を有する者をいう。

(2) 事業者 市内において商業、工業、建設業その他の事業活動を行う者をいう。

(3) 特定屋内広告物 建築物の窓その他の開口部（建築物の内部を見通すことが
できる壁面を含む。）に設けられた窓ガラス、ガラス扉その他これらに類するも
のの内側において、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するもの（公
共施設から視認できるものに限る。）をいう。

(4) 公共事業 市、東京都、国その他町田市規則（以下「規則」という。）で定
める公共的団体が施行する土木建築に関する事業（民間資金等の活用による公共
施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の規定に基づ
き実施される事業（当該事業に係る公共施設等について、その所有権を市が有す
るもの及び市に移転することが予定されているものに限る。）を含む。）をいう。

(5) 地域景観資源 地域の景観を特徴づけ、かつ、市民に親しまれている自然資

源、施設、名勝地等で、保全する必要があると認められるものをいう。

(6) 生活風景づくり 人々の生活と共に培われ、育まれてきた、市民にとって身近な生活風景の特性を生かし、その魅力をより高めるため、地域住民自らが率先して行う取組をいう。

(令6条例16・一部改正)

(基本理念)

第3条 良好な景観は、都市としての価値や魅力を高めるとともに、生活風景に魅力と豊かさをもたらすものであることにかんがみ、市、市民及び事業者の連携及び協力の下に、先人から受け継いだ地域の自然、歴史、文化等の特性を十分に生かし、その形成が図られなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、良好な景観の形成を推進するための総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、景観計画の策定及びこれに基づく事業の実施に当たっては、良好な景観の形成に関し先導的役割を担うよう努めなければならない。

3 市は、良好な景観の形成に関する施策に市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 市は、良好な景観の形成に関する啓発、知識の普及等を通じて、市民及び事業者の理解を深めるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、良好な景観の形成に関する理解を深め、自ら良好な景観の形成に努めるとともに、相互に協力して良好な景観の形成を推進する責務を有する。

2 市民は、市がこの条例に基づき実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、土地の利用等の事業活動に関し、自ら良好な景観の形成に努めな

ければならない。

2 事業者は、市がこの条例に基づき実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(連携及び調整)

第7条 市、市民及び事業者は、前3条に規定する責務にのっとり、相互に連携し、必要な調整を図るよう努めなければならない。

(東京都又は近隣地方公共団体との協議)

第8条 市長は、良好な景観の形成を総合的かつ効果的に推進するために必要があると認めるときは、東京都知事又は近隣の地方公共団体の長に対し、協議を求めるところができる。

2 市長は、東京都知事又は近隣の地方公共団体の長から、良好な景観の形成を推進するために必要な協議を求められたときは、これに応ずるものとする。

3 市長は、前2項の協議をするときは、町田市街づくり景観審議会条例（令和6年3月町田市条例第17号）第1条の町田市街づくり景観審議会（以下「審議会」という。）に意見を求めることができる。

(令6条例16・一部改正)

第2章 景観計画の策定等

(景観計画)

第9条 市長は、景観計画の区域（法第8条第2項第1号の景観計画の区域をいう。以下「景観計画区域」という。）内において、次に掲げる地区を定めることができる。

(1) 景観形成ゾーン

(2) 景観形成誘導地区

2 前項第1号の景観形成ゾーンは、景観計画区域を次に掲げる景観の特性ごとの地域に区分し、景観の特性に応じた広域的な景観の形成の推進を図る地区とする。

(1) 丘陵の^{りょう}稜線及び谷戸の風景に配慮した景観の形成を目指す地域

(2) 個性豊かな魅力ある住宅地等の風景及び身近な自然に配慮した景観の形成を目指す地域

(3) 町田駅周辺を中心とした、活気あふれる環境づくり及び交流拠点としての充実を目指す地域

3 第1項第2号の景観形成誘導地区は、次に掲げる地域のうち、魅力及び個性を生かした良好な景観の形成を推進するために、特に重点的に取り組む必要がある地区とする。

(1) 歴史的な資源の残る地域及びその周辺地域

(2) 豊かな自然資源の残る地域及びその周辺地域

(3) 地域の特性を生かしたまち並みの形成を推進する地域

(4) 地域の活性化のために、積極的に景観の形成の改善を図る必要のある地域

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める地域

4 景観形成ゾーン又は景観形成誘導地区における法第8条第2項第2号の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項及び同条第3項の景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針は、景観形成ゾーン又は景観形成誘導地区ごとに定めることができる。

(平24条例26・一部改正)

(策定の手続)

第10条 市長は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定は、景観計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

(令6条例16・一部改正)

(届出事項等)

第11条 法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

(2) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項の廃棄物をいう。以下同じ。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項の再生資源をいう。以下同じ。）その他の物件の堆積

(3) 水面の埋立て

3 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(2) 農業又は林業を営むために行う土地の形質の変更

(3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、次に掲げるものの

ア農業又は林業を営むために行うもの

イ堆積の期間が30日を超えて継続しないもの

(4) 他の法令等の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は届出若しくは協議をして行う行為のうち、良好な景観の形成のための措置が講じられるものとして規則で定めるもの

(5) 法第16条第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる行為で、規則で定める規模以下のもの

(6) 法第16条第1項第2号に掲げる行為で、次に掲げるもの

ア規則で定める工作物以外の工作物に係るもの

イ規則で定める工作物に係るもので、規則で定める規模以下のもの

4 前項第5号の規則で定める規模、同項第6号ア及びイの規則で定める工作物並びに同号イの規則で定める規模は、景観計画区域内において定められた景観形成ゾーン又は景観形成誘導地区ごとに定めることができる。

(令6条例16・一部改正)

(事前協議)

第11条の2 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、市長と協議をしなければならない。ただし、第1号に掲げる行為について、東京都景観条例（平成18年東京都条例第136号）第20条の規定による協議を要する場合にあっては、この限りでない。

(1) 前条第1項の規定による届出（規則で定める行為に係るものに限る。）

(2) 特定屋内広告物（規則で定めるものを除く。以下この号において同じ。）の表示又は表示した特定屋内広告物の規模、形態若しくは意匠の変更

(3) 町田市屋外広告物条例（令和6年3月町田市条例第15号）第9条、第16条、第17条、第27条第1項又は第28条第1項（同項第2号の屋外広告物等に係るものに限る。）の許可の申請（規則で定める屋外広告物等に係るものを除く。）

(4) 町田市屋外広告物条例第13条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請

2 市長は、前項本文の協議の申出があったときは、当該申出をした者に対し、当該協議において景観計画に基づき必要な指導又は助言を行うことができる。

3 市長は、前項の規定により指導又は助言を行うときは、第31条第1項の町田市景観アドバイザーに意見を求めることができる。

4 市長は、第1項本文の協議が終了したときは、当該協議をした者に対し、協議の結果を通知する。

5 第1項本文の協議（同項第1号から第3号までに掲げる行為に係るものに限る。）の終了後、当該協議をした者が、当該協議に係る行為の内容を変更しようとするとき（第2項の指導又は助言に従って、変更しようとするときを除く。）は、あらかじめ規則で定めるところにより市長と協議をしなければならない。

6 第2項から第4項までの規定は、前項の協議について準用する。

(令6条例16・追加)

(特定届出対象行為)

第12条 法第17条第1項の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(行為の制限に関する指導)

第13条 市長は、景観計画において法第8条第2項第2号の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項を定めたときは、当該行為の制限に適合しない行為をしようとする者又はした者に対し、当該行為の制限に適合させるため、必要な措置をとるよう指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導をしようとするときは、審議会に意見を求めることができる。

(平24条例26・令6条例16・一部改正)

(勧告の手続等)

第14条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(令6条例16・一部改正)

(変更命令等の手続)

第15条 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定により設計の変更、原状回復その他の必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かな

ければならない。

(令6条例16・一部改正)

第3章 公共事業

(公共事業景観形成指針)

第16条 市長は、公共事業に係る良好な景観の形成のための指針（以下「公共事業景観形成指針」という。）を定めるものとする。

2 市長は、公共事業景観形成指針を定めようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、公共事業景観形成指針を定めたときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、公共事業景観形成指針の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

5 市長は、公共事業景観形成指針の運用に関し必要な事項について、審議会に意見を求めることができる。

(令6条例16・一部改正)

(公共事業景観形成指針への適合)

第17条 公共事業を施行する者は、公共事業景観形成指針に適合するよう努めなければならない。

(公共事業の施行に関する助言)

第18条 市長は、公共事業を施行する者から申出があり、かつ、良好な景観の形成のために必要であると認めるときは、当該公共事業を施行する者その他規則で定める者に対し、助言をすることができる。

2 市長は、前項の助言をする場合において、第31条第1項の町田市景観アドバイザーに意見を求めることができる。

(令6条例16・一部改正)

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物の指定等の手続)

第19条 市長は、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(1) 法第19条第1項の規定により景観重要建造物を指定すること。

(2) 法第22条第1項本文の規定により景観重要建造物の現状の変更に係る許可をすること。

(3) 法第26条の規定により景観重要建造物の管理に関する命令又は勧告をすること。

(4) 法第27条第1項又は第2項の規定により景観重要建造物の指定を解除すること（法第19条第3項の建造物に該当するに至ったときを除く。）。

（令6条例16・一部改正）

（景観重要建造物の滅失等の届出）

第20条 景観重要建造物の所有者は、当該景観重要建造物が滅失し、又は毀損したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（令6条例16・一部改正）

（景観重要建造物の変更の届出）

第21条 景観重要建造物の所有者は、法第21条第1項の規定による通知のあった事項に変更が生じたとき（法第43条の規定による届出を要するときを除く。）は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（景観重要建造物の現状変更行為の完了等の報告）

第22条 法第22条第1項本文の規定により許可を受けた者は、当該許可に係る行為を完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に報告しなければならない。

（景観重要建造物の原状回復等に係る報告）

第23条 法第23条第1項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じられた者は、当該原状回復等を行ったときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に報告しなければな

らない。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第24条 法第25条第2項の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を変更することのないようにすること。

(2) 消火器の設置その他の防災上の措置を講じること。

(3) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定めるもの

(景観重要樹木の指定等の手続)

第25条 市長は、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(1) 法第28条第1項の規定により景観重要樹木を指定すること。

(2) 法第31条第1項本文の規定により景観重要樹木の伐採又は移植の許可をすること。

(3) 法第34条の規定により景観重要樹木の管理に関する命令又は勧告をすること。

(4) 法第35条第1項又は第2項の規定により景観重要樹木の指定を解除すること(法第28条第3項の樹木に該当するに至ったときを除く。)

(令6条例16・一部改正)

(景観重要樹木の滅失等の届出)

第26条 景観重要樹木の所有者は、当該景観重要樹木が滅失し、毀損し、又は枯死したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(令6条例16・一部改正)

(景観重要樹木の変更の届出)

第27条 景観重要樹木の所有者は、法第30条第1項の規定による通知のあった事項に変更が生じたとき（法第43条の規定による届出を要するときを除く。）は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（景観重要樹木の現状変更行為の完了等の報告）

第28条 法第31条第1項本文の規定により許可を受けた者は、当該許可に係る行為を完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に報告しなければならない。

（景観重要樹木の原状回復等に係る報告）

第29条 法第32条第1項において準用する法第23条第1項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じられた者は、当該原状回復等を行ったときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に報告しなければならない。

（景観重要樹木の管理の方法の基準）

第30条 法第33条第2項の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- （1）切り戻し^{せん}剪定、切り詰め^{せん}剪定等は、必要最低限とし、景観重要樹木の指定時における樹容を損なわないようにすること。
- （2）枯れ枝、徒長枝、懐枝その他の景観重要樹木の生長に支障をきたすおそれのある枝を適宜^{せん}剪定すること。
- （3）景観重要樹木の枯死等を防ぐため、病虫害の防除を行うこと。
- （4）前3号に掲げるもののほか、景観重要樹木の管理の方法の基準として規則で定めるもの

第5章 景観施策の推進

（令6条例16・旧第6章繰上）

（町田市景観アドバイザー）

第31条 市長は、景観に関する専門的な知識及び経験を有する者を、町田市景観アドバイザーとして委嘱するものとする。

2 市長は、前項の規定により委嘱した町田市景観アドバイザーが、規則で定める場合に該当するときは、解嘱することができる。

3 前2項に定めるもののほか、町田市景観アドバイザーに関し必要な事項は、規則で定める。

(令6条例16・追加)

(景観協議会)

第32条 市長は、法第15条第1項の景観行政団体等（以下「景観行政団体等」という。）が景観協議会を組織しようとするとき、又は景観協議会の協議結果の実現のために必要な措置を講じようとするときは、審議会に意見を求めることができる。

2 市長は、景観行政団体等が景観協議会を組織したときは、その旨を公表するものとする。

(景観地区の設定の手續)

第33条 市長は、法第61条第1項の規定により、都市計画（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第1項の都市計画をいう。）に景観地区を定めようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(景観協定の認可の手續)

第34条 市長は、法第81条第4項又は法第90条第2項の規定により、景観協定の認可をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(景観整備機構の指定の手續)

第35条 市長は、法第92条第1項の規定により、景観整備機構の指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(地域景観資源の登録等)

第36条 市民は、地域景観資源の登録について、規則で定めるところにより、市長に提案することができる。

2 市長は、前項の規定による提案があったときは、当該提案に係る自然資源、施設、名勝地等の所有者の同意を得た上で地域景観資源として登録することができる。

- 3 市長は、第1項の規定による提案に係る地域景観資源の所有者及び当該提案をした者に対し、登録の可否及びその理由を通知するものとする。
- 4 市長は、地域景観資源を登録したときは、その旨を公表するものとする。
- 5 登録を受けた地域景観資源は、当該地域景観資源の所有者及び当該地域景観資源の登録の提案をした者が協議の上、管理するものとする。
- 6 地域景観資源の所有者が変更したときは、新たに当該地域景観資源の所有者となった者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 7 市長は、地域景観資源がその価値を失ったときその他特別な理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該地域景観資源の登録を取り消すことができる。
- 8 市長は、地域景観資源の登録をしようとするとき、又は登録を取り消そうとするときは、審議会に意見を求めることができる。

(生活風景宣言)

第37条 一定のまとまりのある区域において、当該区域内の土地、建築物又は工作物の所有権その他の権利を有する者は、規則で定めるところにより、生活風景づくりの活動について、宣言することができる。

- 2 市長は、前項の規定による宣言の内容が、市の景観計画に適合し、良好な景観の形成に資すると認めるときは、当該宣言を生活風景宣言として登録することができる。
- 3 生活風景宣言の登録の期間は、2年とする。ただし、更新する必要があると認められるときは、2年ごとにこれを更新することができる。
- 4 市長は、生活風景宣言の登録又は更新をしようとするときは、審議会に意見を求めることができる。

(景観賞)

第38条 市長は、良好な景観の形成に関して著しい功績のあった者に対し、規則で定めるところにより、景観賞を贈呈することができる。

2 市長は、前項の規定による景観賞の贈呈の対象となる者の選考について、審議会の意見を聴かなければならない。

(令6条例16・一部改正)

(町田市景観づくり市民推進員)

第39条 市長は、市との連携及び協力により良好な景観の形成を推進する市民を、町田市景観づくり市民推進員として登録することができる。

2 前項に定めるもののほか、町田市景観づくり市民推進員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(令6条例16・追加)

(技術的援助等)

第40条 市長は、景観重要建造物及び景観重要樹木の所有者並びに良好な景観の形成に寄与すると認める活動を行う者に対し、その保全又は活動のために必要な技術的援助その他の必要な支援を行うことができる。

2 市長は、次に掲げる者に対し、町田市住みよい街づくり条例（令和3年12月町田市条例第40号）第10条第1項の街づくりアドバイザーを派遣することができる。

(1) 第36条第5項の規定により登録を受けた地域景観資源を管理する者

(2) 第37条第2項の規定により登録された生活風景宣言に係る生活風景づくりの活動を行う者

(令6条例16・旧第39条繰下・一部改正)

第6章 雑則

(令6条例16・旧第7章繰上)

(委任)

第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(令6条例16・旧第40条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。ただし、第2章及び第5章並びに次項及び附則第3項の規定は、平成21年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成21年8月1日から平成21年12月31日までの間においては、法第7条第1項に規定する景観行政団体としての市の景観計画は、東京都景観条例（平成18年東京都条例第136号）に規定する景観計画のうち、市に係る部分とする。

(町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和33年4月町田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中第54号を第55号とし、第53号の次に次の1号を加える。

(54) 景観審議会委員

別表スポーツ振興審議会の項の次に次のように加える。

景観審議会	会長	日額 25,500円
	学識経験者	日額 21,700円
	その他委員	日額 10,000円

附 則（平成24年3月30日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月29日条例第16号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第11条の2第1項の規定は、この条例の施行の日以後に同項本文の協議の申出の期限が到来するものについて適用する。

(準備行為)

- 3 この条例による改正後の第31条第1項の規定による町田市景観アドバイザーの委嘱及び第39条第1項の規定による町田市景観づくり市民推進員の登録に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、これらの規定の例によりすることができる。